自治会・町内会の法人化

認可地縁団体制度の手引き



宇和島市市民環境部市民課(令和5年11月一部改訂)

お問い合わせ・書類提出先

宇和島市役所2階 市民課市民協働推進室

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地

TEL: 0895-49-7004 (直通)

E-mail: com@city.uwajima.lg.jp

認可地縁団体制度の手引 目次

Ⅱ 制度の概要

1. はじめに・・・・・・P. 1

Ⅱ 認可地縁団体の設立について

- 2. 認可の要件・・・・・・P. 2
- 3. 認可申請の手続き・・・・・P. 3
- 4. 認可申請に必要な書類・・・・P. 4~5

Ⅲ 認可地縁団体の運営について

- 5. 認可後の地縁団体の手続等・・・P. 6~7
- 6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例・・P. 8~9
- 7. 認可の取り消しと解散・・・・P. 10
- 8. 合併・・・・・・・・P. 11~13

Ⅳ その他

9. 作成(記載)参考例····P. 14~31

※「4.認可申請に必要な書類」の(1)~(8)の参考例を記載しています。

1. はじめに

かつて、自治会や町内会など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(地縁団体)には法人格が認められておらず、自治会等が所有する土地や建物の不動産登記は、自治会長等の個人名義や複数の共有名義でなされている場合が多くありました。そのため、名義人が転出や死亡などによってその区域の構成員でなくなったときに名義変更や相続登記が困難となったり、登記名義人個人の財産と混同して処分・差押えされるなど、さまざまな問題が発生していました。

このような問題を解消するため、平成3年に地方自治法が改正され、自治会等が市町村長の認可・告示を受けて法人格を得ることによって、自治会等の名義で不動産登記等ができるようになりました。この法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。なお、法人格ではありますが、株式会社やNPO法人などとは異なり、法人登記にかわる手続きが市の認可・告示になりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

その後、令和3年5月の地方自治法の改正により、不動産の所有を前提としないものに見直しされ、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。(令和3年11月26日施行)

2. 認可の要件(地方自治法第 260 条の 2)

自治会等が法人格を得るためには、次の4つの要件を満たしている必要があります。

(1)目的

住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

ここでいう「共同活動」とは、回覧板の回付、清掃活動、防災・防犯活動など一般的な自治会活動を指します。スポーツや芸術など特定の活動のみを行う団体は対象になりません。また、「現にその活動を行っている」かどうかは、団体の活動実績報告書等により判断されます。

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において自治会が相当の期間にわたって存続していること。

地番や道路、河川などにより、自治会の区域の境界線が誰の目からも容易にわかる状態であることが必要です。また、区域が流動的であったり、新たな区域を設定したりする場合は、認可の対象となりません。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数 の者が現に構成員となっていること。

「その区域に住所を有するすべての個人」ですから、年齢、性別、国籍等により加入条件をつけたり、世帯単位を構成員とすることは認められません。

(4) 規約

下記の事項をすべて含む規約を定めていること。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

これら8項目以外の事項を定めることは問題ありませんが、政治目的、営利目的に係る事項など、 法の趣旨に反する規定は認められません。

3. 認可申請の手続き

(1) 法人化に向けた自治会内での話し合い、規約案などの作成

認可申請をするには、規約に基づいて適正に行われた総会の決議による団体の意思決定が必要となります。したがって、規約の中に総会の招集や議決等の手続の定めがない場合は改正が必要です。また、個人あるいは共有名義となっている保有資産を認可後の団体名義に変更することが可能であるかを法務局等に確認したり、保有する予定の資産について地権者の承諾を得ておくなど、事前の調整を行う必要があります。

(2) 総会の議決

規約に従って総会を開催し、次の事項について議決する必要があります。

- ・認可申請することへの賛同
- ・規約の制定または改正
- 構成員の確定
- ・ 代表者の決定
- ・保有する資産の確定

(3) 申請書類の作成、提出

認可申請に必要な書類(3~4ページに記載)を作成し、宇和島市役所(表紙のお問い合わせ先参照)に提出してください。

(4) 認可要件の審査

受領した申請書類について、認可の要件に適合するかどうかを審査します。

- (5) 市長による認可の告示(地方自治法施行規則第19条)
 - 下記の事項を告示することにより、団体は法人格を取得します。
 - ① 名称
 - ② 規約に定める目的
 - ③ 区域
 - ④ 主たる事務所
 - ⑤ 代表者の氏名及び住所
 - ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - ⑧ 規約に解散の自由を定めたときは、その事由
 - 9 認可年月日

4. 認可申請に必要な書類(地方自治法施行規則第 18 条)

(1) 認可申請書

法律で定められた様式です。 アページの記載例を参考にしてください。

(2) 規約

必要的記載事項8項目をすべて含む規約であり、総会の承認を得ていることが必要です。8~15ページの作成例を参考にしてください。

(3) 認可申請について総会で議決したことを証する書類

地縁団体認可を申請する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び複数の議事録署名人の署名・押印があるものが必要です。15~16ページの作成例を参考にしてください。

(4) 構成員の名簿

構成員全員(世帯主のみではなく未成年者も含む)の氏名、住所を記載した名簿が必要です。また、認可要件として「相当数の者が現に構成員となっていること」が求められており、具体的には区域内住民の過半数が構成員となっている必要があります。17ページの作成例を参考にしてください。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した 書類

前年度の事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書など、具体的な活動状況がわかる書類が必要です。18~21ページの作成例を参考にしてください。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類(就任承諾書)

代表者決定の議決を行った総会の議事録の写しと、申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書の写しで本人の署名・押印があるものが必要です。承諾書については、22ページの作成例を参考にしてください。なお、議事録は、上記「(3)認可申請について総会で議決したことを証する書類」として提出するものと兼ねて、1 通で結構です。

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無を記載した書類 (代表者の職務執行停止の有無、職務代行者の有無)

代表者(申請者)の権限を確認するための書類で、代表者が裁判所から職務執行停止を命じられていないか、また代表者の代わりに代表権を行使する職務代行者が選任されていないかを記載したものが必要です。23ページの作成を参考にしてください。

(8) 代理人の有無を記載した書類(代理人の有無)

(8) 同様、代表者(申請者)の権限を確認するための書類で、特定の行為について代理人を選任していないか、また地縁団体と代表者との間に利益が相反する事項があるとして裁判所により特別代理人が選任されていないかを記載したものが必要です。24 ページの作成例を参考にしてください。

(9) その他 (区域図など)

区域が、町名や地番等の表示のみで特定できない場合は、対象区域を明示した地図を提出してください。

5. 認可後の地縁団体の手続等

認可を得た地縁団体は法人格を取得し、規約に定める目的の範囲内で権利を有し、義務を負う (団体名義で法律行為ができる)ことになります。

(1) 不動産登記

団体名義で不動産登記をすることができます。登記申請に関することは、法務局にお問い合わせください。なお、登記申請に必要な、認可地縁団体の「告示事項証明書」は市役所(表紙のお問い合わせ先参照)で交付します。(交付手数料:1 通300円が必要)

(2) 印鑑登録

【登録資格】

登録を受けることができるのは原則として代表者本人のみです。ただし、職務代行者・仮代行者・特別代理人・清算人が選任されている場合には、当該者が登録を受けることができます。

【登録申請】

登録を申請することができるのは、原則として代表者本人のみです。ただし、特定の行為について代理人を選任している場合や地縁団体と代表者との間に利益が相反する事項があるとして裁判所により特別代理人が選任されている場合は、当該代理人が代表者からの委任状をもって申請することができます。登録申請は、市役所(表紙のお問い合わせ先参照)で受け付けます。

【登録に必要なもの】

- ① 印鑑(一辺が8mmを超え30mm以下であり、変形しにくく印影が鮮明なもの)
- ② 認可地緣団体印鑑登録申請書
- ③ 登録資格者個人の宇和島市登録印鑑
 - ※登録資格者が宇和島市以外の方である場合は住所地市町村の印鑑登録証明書が必要 ※代理人が選任されており(告示していることが必要)、当該代理人が申請する場合は 登録資格者の委任状が必要
 - ※登録の手数料は不要

【印鑑登録証明書の交付】

市役所(表紙のお問い合わせ先参照)で交付します。申請には以下のものが必要です。

- ①登録している印鑑
- 2認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書
- ③交付手数料 一通につき300円
 - ※代表者以外の代理人が申請するときは、代表者からの委任状及が必要

(3) 課税関係

認可を得た団体は公益法人等とみなされますので、収益事業を行わない場合は、一部を除いて 原則非課税または減免となります。詳しくは各機関にお問い合わせください。

税の種類		問合せ先
市税	法人市民税	
	固定資産税	宇和島市役所 税務課
	法人県民税	
県税	法人事業税	県南予地方局 税務課
	不動産取得税	
	法人税	宇和島税務署
国税	登録免許税	松山地方法務局 宇和島支局

(4) 規約の変更

規約を変更しようとするときは、市長の認可が必要(地方自治法第260条の3)です。下記書類をもって認可申請を行ってください。変更申請は、市役所(表紙のお問い合わせ先参照)で受け付けます。なお、規約の変更については、原則総構成員の4分の3以上の同意が必要です。また、変更の内容が告示事項の変更を伴う場合には、併せて告示事項変更届出書の提出も必要です。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名 人の署名・押印があるもの)

(5) 告示事項の変更

認可告示事項に変更があった場合(例:告示事項の変更を伴う規約の変更、代表者の変更等) には届出が必要です。変更の告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できませんの で、下記書類をもって速やかに届出を行ってください。届出は、市役所(表紙のお問い合わせ先 参照)で受け付けます。

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写し等で、議長及び議事録署 名人の署名・押印があるもの)
- ③ 就仟承諾書(代表者の変更の際に限って提出)
- ④ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無を記載した書類(代表者の変更の際に限って提出)
- ⑤ 代理人の有無を記載した書類(代表者の変更に限って提出)
- ※認可申請に必要な書類及び、認可後の地縁団体の(1)~(5)の申請・手続に係る書類は 宇和島市のホームページからダウンロードが可能です。

6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 制度概要

法人格を取得し、不動産登記ができるようになっても、共有または個人名義から法人名義に 所有権の移転登記を行う際、所有者が数世代さかのぼる場合においては、相続人の追跡調査や 承諾を得るために多大な労力を費やし、さらには、すべての相続人から承諾が得られなければ 所有権の移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、認可地 縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、市長が公告手続きを経 て、登記関係者の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を通知することにより、認可地 縁団体が「単独」で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移 転の登記の申請をすることを可能とする特例が創設されました。

(2) 対象となる要件(地方自治法第260条の38第1項)

下記の全ての要件を満たしている必要があり、それを疎明する資料の提出が必要です。

- ① 申請時点において、当該不動産を所有していること。
- ② 認可を受ける前の地縁団体であった期間も含め、当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 登記までの流れ

- ① 相続人の所在が分からないなどにより、移転登記ができない場合、市に所有不動産の登記 移転等に係る公告申請書類などを提出します。
- ② 市は提出された疎明資料により要件を確認します。
- ③ 市は確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて
- ④ 異議のある登記関係者が、市に異議を述べる旨の公告をします。
- ⑤ 公告期間(3ヶ月間)において異議申し出がなかった場合は、異議がなかった旨の公告結果を通知します。
- ⑥ 法務局において所有権の保存または移転登記を申請できます。

(4) 公告申請に必要な書類

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ② 申請不動産の登記事項証明書
- ③ 保有資産目録または保有予定資産目録など
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類(疎明資料)

(5) 公告に対する異議申出

公告期間中に異議がある場合は、下記登記関係者は公告に対して異議を申し出ることができます。

【異議を述べることができる登記関係者等の範囲】

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 意義を申し出る場合は、市役所(表紙のお問い合わせ先参照)までご連絡ください。

※当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確立させるものではありません。

7. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が、「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により 認可を受けたことが判明したときは、認可の取り消しの対象となります。

【認可の取り消しの対象となる具体例】

- ・認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- 区域の一部の住民について、正当な理由無く加入を認めないこととしたとき
- 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ・不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。なお、解散及び清算手続きについては、裁判所の監督により行います。(地方自治法第260条の32)

【解散の事由】

- ・規約に定めた解散事由が発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議
- 構成員が欠けたこと

8. 合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体の合併に関する規定が新設され、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。改正前は合併の規定がなく、認可地縁団体が合併するには解散に伴う清算手続等を経る必要がありましたが、改正後は合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減されます。

法人の合併方法として、一般的には【吸収合併】と【新設合併】の二つがあり、【吸収合併】 は、合併を行う法人のうち一つの法人を除く全ての法人が消滅します。一方、【新設合併】は、 合併を行う全ての法人が消滅し、この合併により新しい法人が成立します。

【吸収合併】と【新設合併】の手続きの流れはP12~13のフロー図をご確認ください。

認可地縁団体Aが認可地縁団体Bを吸収する形の合併 (いわゆる「吸収合併」)の手続の流れ

<吸収合併存続団体(認可地縁団体A)>

総会の決議

【法第260条の39 ①・②、法第260条の3①】

- 〇合併の認可を申請することについて総会の決議 (総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の 定めがあるときは、この限りでない。)を経る
- 〇規約変更について総会の決議(総構成員の4分 の3以上の同意。規約に別段の定めがあるとき は、この限りでない。)を経る

< 吸収合併消滅団体(認可地縁団体B)>

総会の決議 【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議 (総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の 定めがあるときは、この限りでない。)を経る

※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思 決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

規約変更の認可申請

【法第260条の3②、規則第22条】

規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を 添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可 【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認した ものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認した ものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を しなければならない

債権者保護手続終了の届出 【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示 【法第260条の44、規則第22条の2の4】

=合併の効力発生 【法第260条の44②】

※市町村長による規約変更の 認可【法第260条の3②】も 同日に行う必要あり

<権利義務の承継>【法第260条の43】

吸収合併存続団体は、吸収合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

吸収合併存続団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを 設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併<u>消滅</u>団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B) >

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(*選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議 (総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の 定めがあるときは、この限りでない。)を経る

※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思 決定をすることが望ましい。

総会の決議 【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議 (総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の 定めがあるときは、この限りでない。)を経る

※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思 決定をすることが望ましい。





合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請





市町村長による合併の認可 【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】



債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認した ものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認した ものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を しなければならない



債権者保護手続終了の届出 【法第260条の41③、規則第22条の2の3】





市町村長による合併の告示 【法第260条の44、規則第22条の2の4】 = 合併の効力発生 【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所 に備え置かなければならない

9. 作成(記載)参考例

(1) 認可申請書

令和○○年○○月○○日

宇和島市長 岡原 文彰 殿

認可を受けようとする地縁による 団体の名称及び事務所の所在地 名 称 ○○自治会 所在地 宇和島市○○町△△番地 ○○集会所内

代表者の氏名及び住所 氏 名 ○○ ○○ 住 所 宇和島市○○町▲▲番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書・収支決算書・事業計画書・収支予算書)
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無を記載した書類
- 7 代理人の有無を記載した書類
- 8その他

(2) 規約

作成例	留意点
○○自治会規約	
第1章 総則	
(名称)	
第1条 本会は、○○自治会と称する。	○「○○自治会」「△△町内会」等で差し支え ありません。
(目的)	
第2条 本会は、次に掲げる地域的な共同生活を行う ことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する ことを目的とする。 (1) 会員相互の親睦に関すること	○「良好な地域社会の維持及び形成に資する 地域的な共同活動を行うこと」が目的であ る旨の記載が必要です。 ○スポーツや芸術など特定の活動のみを目的
(2) 回覧板の回付等住民相互の連絡・調整に関す	とするような記載は認められません。
ること	○この目的の範囲内において権利義務を有す
 (3) 美化・清掃等環境整備に関すること (4) 防災、防犯及び交通安全に関すること (5) 集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関すること (6) 文化活動に関すること (7) その他会の目的達成に必要な事業 	ることとなるため、活動内容をできるだけ 具体的に記載してください。
(区域)	
第3条 本会の区域は、宇和島市○○町△△番地から ××番地まで及び●●番地から▲▲番地までの区 域とする。	○区域は客観的に明らかなものとして定められている必要があります。「○○町のうち△ △川北側の区域」といった表示も、客観的かつ一義的に認識できる場合であれば可能です。
(事務所)	
第4条 本会の事務所は、宇和島市○○町□□番地に 置く。	○1 団体に 1 か所設ける主たる事務所のこと で、その所在地が団体の住所となります。
第2章 会員 (会員)	
第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を	○区域内の住民は誰でも構成員となれること
有する個人とする。	を定める必要があります。年齢・性別・国
	籍等による加入制限はできません。
(会費)	
第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入	○金額を規約内で定めることは可能ですが、
しなければならない。	増減が生じた場合には規約改正及び規約変

(入会)

- 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込 書を会長に提出又は口頭により申し出なければな らない。
- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正 当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

- 第8条 会員が次の各号いずれかに該当する場合に は、退会したものとする。
 - (1) 転居、死亡等により第3条に定める区域の住 民でなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が提出され、また は申し出があった場合

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

- 第9条 本会に、次の役員を置く。
 - 会長 1人 (1)
 - (2)副会長 〇人
 - その他の役員 〇人 (3)
 - (4) 監事 ○人

(役員の選任)

- 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任 | ○監査の適正化、透明性を期するため、監事 する。
- 2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と相互に 兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の 状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不

更の認可申請を行う必要があります。

○入会を拒否できる「正当な理由」とは、団 体の目的や活動が著しく阻害されることが 社会通念上明らかであると認められる場合 等です。

- ○代表者(会長)は必ず1人選出する必要が あります。
- ○その他の役員は、「会計」、「書記 | 等の具体 的な名称でも構いません。
- ○監事は1人又は複数名置くことができま す。(地方自治法第260条の11)
- が会長、副会長、その他の役員を兼職する ことは避けるべきです。
- ○代表者は、団体すべての事務について代表 権を有します。ただし、規約の規定に反す ることはできず、また、総会の決議に従う 必要があります。(地方自治法第260条の 6)

正の事実を発見したときは、これを総会に報告 すること。

(4) 全号の報告をするため必要があると認めると きは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任 者が就任するまでの間は、その職務を行わなければ ならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2 種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

- 第16条 通常総会は毎年度決算終了後〇ヶ月以内に 開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合 に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から 開催の請求があったとき。

○法律上特に任期の定めはありませんが、著 しく短期間である場合は業務執行の一貫性 確保に問題があり、逆に長期間になると 種々の弊害が生じる可能性があります。

- ○通常総会は少なくとも年1回開催する必要があります(地方自治法第260条の13)。 また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要がある(同法第260条の4) ことから、同期間内に総会で事業報告を行い、決算承認を得なければなりません。
- ○臨時総会は、代表者が必要に応じていつでも開催できます(地方自治法第260条の14第1項)。また、総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、開催しなくてはなりません。なお「5分の1」の定数は規約で増減することができます。(地方自治法第260条の

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定によ る請求があったときは、その請求のあった日から○ 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び その内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○ 日前までに文書もって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した 会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開 会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するも ののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

- 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権 を有する。
- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、 会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1とする。
 - (1) 会費決定に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事 項
 - (3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査 結果等の承認に関する事項
 - (4) 集会所管理運営に関する事項

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できな | ○会員自らが出席して表決権を行使するとい

12 第 2 項)

- ○総会を招集するには、少なくとも5日前ま でに会議の目的を示して、通知する必要が あります(地方自治法第260条の15)。
- ○「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と 規定することも可能です。
- ○法律上定足数の定めはありませんが、少な くとも過半数としておくのが適当と考えら れます。
- ○法律上議決に要する会員数の定めはありま せんが、少なくとも過半数としておくのが 適当と考えられます。
- ○各構成員の表決権は原則平等です(地方自 治法第 260 条の 18 第 1 項)。 ただし、 未成 年者については親権者の同意または代理に より行使されます。
- ○前項の表決権平等の原則の例外規定を設け ることができます(地方自治法第260条の 18 第 3 項)。この例外規定に該当する事項 は、世帯単位で意思決定を行うことが当該 団体の状況や過去の経緯から相当かつ合理 的であると認められるものに限る必要があ ります。

い会員は、あらかじめ通知された事項について書面 をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決 を委任することができる。

(総会の議事録)

- 第23条 議会の議事については、次の事項を記載し た議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び 表決委任者を含む)
 - 開催目的、審議事項及び議決事項 (3)
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - 議事録署名人の選任に関する事項 (5)
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任され │ ○記名押印にすると、署名でなくても可 た議事録署名人2人以上が署名押印いなければな らない。

第5章 役員会

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成す る。

(役員会の機能)

- 第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、 次の事項を議決する。
 - 総会に付議すべき事項 (1)
 - 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関 する事項

(役員会の招集)

- 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集す る。
- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的であ る事項を記載した書面をもって招集の請求があっ たときは、その請求のあった日から○日以内に役員 会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目 的及び審議事項を記載した書面をもって少なくと も〇目前までに通知しなければならない。

う原則を徹底すると、会員数が極めて多数 の場合に事実上総会の開催が困難となるこ とから、このように規定しておくことが適 当です。

- ○会議が有効に成立し、有効に議決されたこ とを証明するために、議事録の作成が必要 です。
- ○議事録は、認可申請時のほか、規約変更認 可申請等で提出が必要となります。

○監事は、会務を監査する立場上、役員会に 参画しないことが適当です。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条 及び第23条の規定を準用する。この場合において、 これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、 「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとす る。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをも って構成する。
 - (1)別に定める財産目録記載の資産
 - (2)会費
 - (3)寄付金品
 - (4)活動に伴う収入
 - (5)資産から生ずる果実
 - (6)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、 役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもの のうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供し ようとするときは、総会において○分の△以上の議 決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、 毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなけれ ばならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総 | ○第16条のように、通常総会を年1回(年度 会において議決されていない場合は、会長は、総会

○日常の出納事務は、役員として設けた「会 計 | が行うのが一般的です。

終了後3か月以内に開催する)と定めた場

において予算が議決されるまでの間、前年度の予算 を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報 告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事 の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会 の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり 翌年の○月○日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、第20条の規定にかかわらず総 会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ 宇和島市長に認可を受けなければ変更することが できない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定 により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総│○地縁団体の目的から、営利団体に寄付をし 会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本 会と類似の目的を有する団体に寄付するものとす る。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可 │ ○事務所には、財産目録及び構成員名簿を備 及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、

合、事業計画と予算については年度開始後 の承認となるため、このように定めておく ことが適当です。

- ○年度終了後3か月以内に財産目録を作成す る必要がある(地方自治法第260条の4) ため、その前提として事業報告、決算につ いても同じく3か月以内に総会で承認を得 る必要があります。
- ○一般的には、「4月1日から翌年3月31日 まで」、または「1月1日から12月31日ま で」と定める場合が多いようです。
- ○規約は、原則構成員の4分の3以上の議決 がなければ変更することができません(地 方自治法第260条の3)。
- ○市長の認可を受けなければ、変更の効力は 生じません。
- ○同条に定める解散事由は次のとおりです。
 - ①規約で定めた解散事由の発生
 - ②破産手続開始の決定
 - ③認可の取消し
 - ④議会の決議
 - ⑤構成員が欠けたこと
- ○総会の議決により解散する場合は、原則総 会員の4分の3以上の承諾が必要です(地 方自治法第260条の21)。
- たり、会員に分配するような定めは適当で はありません。
- え付けておく必要があります(地方自治法

収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書 類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなけれ ばならない。

第260条の4)。規約、認可及び登記に関す る書類等も、会員として当然に知り得るも のとして備えておくのが適当です。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会 の議決を得て、会長が別に定める。

○規約を施行する上での細則等を定めること については、会長(または役員会等)に委 任する旨の総会の議決が必要です。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33 ○年度途中に設立認可を申請する場合は、こ 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところに よる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は第35条の規定に ○年度途中に設立認可を申請する場合は、こ かかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日 までとする。
- 4 本会の設立初年度の役員の任期は、第12条第1 ○年度途中に設立認可を申請する場合は、こ 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○ 年○月○日までとする。
- の規定が必要です。
- の規定が必要です。
 - の規定が必要です。

(3)議事録

○○自治会 令和○○年度 通常(臨時)総会 議事録

1. 開催日時及び場所

日時 令和○年○月○日 ○○時~○○時

場所 ○○自治会集会所(字和島市○○町○○番地)

- 2. 会員数及び出席者数
 - (1) 会員数 ○名
 - (2) 出席者数 ○名(うち 書面表決者○名、表決委任者○名)
- 3. 出席者氏名 別紙名簿のとおり
- 4. 議事

司会者○○より、本日の出席者が定足数を満たし、総会が有効に成立したことを宣言する。満場一 致をもって、議長に○○○○を、議事録署名人に○○○○、○○○○を選出し、議案の審議に入る。

地縁団体として法人格を取得することについて (1) 第1号議案

○○より、不動産に関する権利等を○○自治会名義で保有するために認可申請したい旨の説

(2)第2号議案 ○○自治会規約の改	正について	
○○より、認可申請にあたって改	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ったところ、原
案どおり承認、可決された。		
(3) 第3号議案 保有資産の確認につ	かいて	
○○より、○○自治会の資産とし	て現に集会所の土地・建物を有するほか、	令和○年○月○
日に○○番地にある○○名義の土	:地を譲り受け、保有する予定である旨の説明	明を行い、これ
を諮ったところ、原案どおり承認	、可決された。	
(4) 第4号議案 事業計画及び収支予	·算について	
会計○○より説明を行い、これを	諮ったところ、異議なく承認、可決された。)
(5) 第5号議案 役員の選任について		
役員として次の者を選任し、これ	を諮ったところ、異議なく承認、可決された	た。
会長(代表者) ○○○○、副	会長 0000、書記 0000	
会計 〇〇〇〇、監事 〇〇〇	00	
以上をもって議事をすべて終了し、○時○分	に閉会した。	
議事の経過及び議決を明確にするため、議長	:及び議事録署名人が次に署名・押印する。	
令和○年○月○日	-14	
	議 長	®
	举 事问	(TI)
	議事録署名人	
	議事録署名人	
	成争跳看石八	
	議事録の写しを提出される場合は、	1
以下、議事録の謄本であることを証明する。	原本証明の記述が必要です。	
		<i></i>
	会長	(FI)

明を行い、これを諮ったところ、原案どおり承認、可決された。

(4) 構成員名簿

	構成員名簿
区域内住民の過半 いることが必	
氏名	住所
00 00	宇和島市○○町△△番地
00 00	宇和島市○○町□□番地

(5-1) 収支予算書

令和○○年度収支予算書

○○自治会

[収 入]

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
会費	1,010,000	1,000,000	10,000	
寄付金	3,000	3,000	0	
補助金	50,000	38,000	12,000	
雑収入	100,000	130,000	△30,000	
前年度繰越	33,908	52,140	△18,232	
計	1,196,908	1,223,140	$\triangle 26,\!232$	

〔支 出〕

1 総務費

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
会議費	100,000	120,000	△20,000	
交通費	2,000	3,000	△1,000	
通信費	40,000	35,000	5,000	
需用費	100,000	120,000	△20,000	
備品費	30,000	30,000	0	
衛生費	5,000	5,000	0	
人件費	430,000	430,000	0	
分担金	320,000	350,000	△30,000	
慶弔費	20,000	25,000	△5,000	
予備費	76,000	53,000	23,000	
計	1,123,000	1,171,000	△48,000	

2 事業費

事業名	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
親睦事業	55,000	55,000	0	
連絡・調整事業	0	0	0	
環境整備事業	20,000	20,000	0	
防災・防犯・交通 安全事業	30,000	30,000	0	
文化活動事業	0	0	0	
その他の事業	20,000	20,000	0	
計	70,000	70,000	0	

総務費・事業費 合計	1,193,000	1,241,000	$\triangle 48,000$	

(5-2) 収支決算書

令和○○年度収支決算書

○○自治会 (単位:円)

〔収入〕

科目	本年度決算額 (A)	前年度決算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
会費	976,500	985,560	△9,060	
寄付金	3,000	3,000	0	
補助金	38,185	42,000	△3,815	
雑収入	95,533	111,669	△16,136	
前年度繰越	52,140	45,332	6,808	
計	1,165,358	1,187,561	$\triangle 22,203$	

〔支 出〕

1 総務費

科目	本年度決算額 (A)	前年度決算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
会議費	95,100	113,000	△17,900	
交通費	1,500	3,000	△1,500	
通信費	39,500	39,210	290	
需用費	95,320	99,800	△4,480	
備品費	0	0	0	
衛生費	3,150	5,100	$\triangle 1,950$	
人件費	410,000	420,000	△10,000	
分担金	320,000	334,592	△14,592	
慶弔費	15,000	20,000	△5,000	
予備費	0	0	0	
計	979,570	1,034,702	△55,132	

2 事業費

事業名	本年度決算額 (A)	前年度決算額 (B)	比較増減(A-B)	摘要
親睦事業	53,480	51,258	2,222	
連絡・調整事業	0	0	0	
環境整備事業	21,000	21,500	$\triangle 500$	
防災・防犯・交通 安全事業	52,400	19,000	33,400	
文化活動事業	0	0	0	
その他の事業	25,000	25,000	0	
計	151,880	65,500	86,380	

総務費・事業費 合計	1,131,450	1,100,202	31,248	

収入総額 1,165,358 円から支出総額 1,131,450 円を差し引いた 残金 33,908 円は、翌年度へ繰り越す。

令和○○年度事業計画書

○○自治会

月日	事業名	予算額	参加予定人数	摘要
4月1日	総会	30,000	46	
5月2日	美化・清掃活動	10,000	50	
6月11日	役員会	500	6	
7月30日	納涼祭	25,000	90	
9月24日	運動会	35,000	140	

※年間の事業計画を記入してください。

令和○○年度事業報告書

○○自治会

月日	事業名	実績額	参加人数	摘要
4月3日	総会	28,600	46	
5月2日	美化・清掃活動	18,230	50	
6月15日	役員会	580	5	
7月29日	納涼祭	21,869	86	
9月23日	運動会	32,278	137	

※年間の事業実績を記入してください。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類(就任承諾書)

-(C)) 中間日へ	バス白しめる	アーー会団	L タ る 言	5 块 (———	がばた	外心音 /
			就	任	承	諾	書
	○○自治会	御中					
	令和○年(○月○日から令ラ	和〇〇年〇	月〇日	までの	○年間	○○自治会の通常総会において、] ○○自治会代表者に選任され
	ましたの	で、ここに就任	することを	承諾い	たしま	す。	
	令和	如〇〇年〇月〇	Ħ				
							宇和島市○○町▲▲番地

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無を記載した書類

代表者の職執行停止の有無、職務代行者選任の有無

令和○○年○月○○日

地縁による団体の名称○○自治会代表者名○○○○○○

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
 - (1) 有



- 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無
 - (1) 有

職務代行者 住所

氏名



※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法 第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

参考: 民事保全法

- 第23条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
- 2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を 避けるためこれを必要とするときに発することができる。
- 第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止 し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

(8) 代理人の有無を記載した書類

代	理	人	\mathcal{O}	有	無
1 4	~	/ \	v /	- 17	1111

令和○○年○月○○日

地縁による団体の名称○○自治会代表者名○○○○

代理人の有無

(1) 有

代理人 住所 氏名



※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

参考:地方自治法

- 第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。